

## 総量削減専門委員会の設置について

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、新たに水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項に規定される総量削減基本方針の策定に資する水質総量削減に関する専門的事項に係る調査を行うため、下記の委員会を設置することとする。

### 総量削減専門委員会

よって、令和3年3月17日付け水環境・土壌農薬部会決定（最終改正：令和5年9月4日）「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の専門委員会の設置について」を別紙のとおり改正する。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の専門委員会の設置について（案）

令和３年３月１７日

令和５年６月１４日改正

令和５年９月４日改正

令和６年●月●日改正

水環境・土壌農薬部会決定

１．中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に次の専門委員会を置く。

（１）海底下ＣＣＳ制度専門委員会

（２）総量削減専門委員会

２．海底下ＣＣＳ制度専門委員会においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）における特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等の海底下への二酸化炭素回収・貯留（海底下ＣＣＳ）に係る海洋環境保全の制度に関する専門的事項を調査する。

３．総量削減専門委員会においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第４条の２第１項に規定される総量削減基本方針の策定に資する水質総量削減に関する専門的事項を調査する。

~~3~~ ４．専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。